



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 4 月 6 日 (月 曜 日) 第 702 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (業務感染症対策課) 1

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1
○救急病院の認定 (2件)…………… (医療政策課) 1
○検査手数料変更の承認…………… (環境管理課) 2

頁

○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正…………… (水産政策課) 2

○港湾施設の概要の公示…………… (港湾課) 2

公 告

○地図及び簿冊の認証 (4件)…………… (農村整備課) 3

○都市計画の変更の案の縦覧 (2件)…………… (都市計画課) 3

監査委員公告

○定期監査及び随時監査の結果の公表…………… 4

○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 4

○包括外部監査の結果に関する報告の公表…………… 4

規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第27号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 (昭和36年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(書類の提出) 第2条 法、政令、省令及びこの規則によって厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、次の各号に掲げるものを除き、住所地又は所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。 (1)～(5) [略] (6) 政令第58条に規定する検定の申請書 (7) [略] 2 [略]	(書類の提出) 第2条 法、政令、省令及びこの規則によって厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、次の各号に掲げるものを除き、住所地又は所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。 (1)～(5) [略] (6) [略] 2 [略]

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第288号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
松本 絃希 訪問マッサージハ ートナー延岡	延岡市恒富町1丁目6 -5伊東コーポ 203号	令和8年2月1日

宮崎県告示第289号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎生協病院	宮崎市大島町天神前1171番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 290号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
大塚病院	西都市御舟町2丁目45番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和8年5月1日から令和11年4月30日まで

宮崎県告示第 291号

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第57条第1項の規定により指定検査機関に指定した公益財団法人宮崎県環境科学協会から申請のあった法第7条第1項及び第11条第1項本文の水質に関する検査の手数料の変更について、次のとおり承認した。

令和8年4月6日

宮崎県告示第 292号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
南郷加 入区	[略]	1 [略]	南郷加 入区	[略]	1 [略] 2 <u>総トン数10トン未満の漁船を 使用して主に小型底びき網漁業 を行うもの及び南郷町中村乙の 地区の者が行う総トン数9トン 以上10トン未満の漁船を使用し て主にひき縄漁業を行うもの</u>
[略]			[略]		

宮崎県告示第 293号

宮崎港の港湾施設に変更があったので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、

1 変更後の検査の手数料

人槽又は処理対象人員	手数料の額	
	法第7条第1項 の水質に関する 検査	法第11条第1項 本文の水質に関 する検査
10人以下	9,000円	4,800円
11人以上 20人以下	9,000円	5,000円
21人以上 50人以下	12,000円	8,000円
51人以上 100人以下	18,000円	13,000円
101人以上 200人以下	24,000円	19,000円
201人以上 500人以下	30,000円	25,000円
501人以上1000人以下	36,000円	31,000円
1001人以上2000人以下	42,000円	37,000円
2001人以上	48,000円	43,000円

備考 人槽又は処理対象人員が10人以下の浄化槽における法第11条第1項本文の水質に関する検査の手数料については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、上記の手数料の額から当該各号に定める額を差し引いた額とする。

- (1) 検査の手数料の支払を口座振替により行う場合 100円
- (2) 検査の手数料の支払をキャッシュレス決済により行い、かつ、検査結果書等を電子メールにより送付する場合 200円
- (3) 検査の手数料の支払を口座振替により行い、かつ、検査結果書等を電子メールにより送付する場合 300円

2 変更年月日

令和9年4月1日

宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

「次のとおり」は、省略し、その関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する

。なお、令和7年宮崎県告示第25号は、廃止する。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

五ヶ瀬町

2 地籍調査を行った時期

令和2年7月1日から令和7年3月28日

3 地籍調査を行った地域

大字鞍岡の一部

4 認証年月日

令和8年3月23日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

五ヶ瀬町

2 地籍調査を行った時期

令和5年6月1日から令和7年3月28日

3 地籍調査を行った地域

大字鞍岡の一部

4 認証年月日

令和8年3月23日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日向市

2 地籍調査を行った時期

令和5年7月1日から令和7年1月7日

3 地籍調査を行った地域

東郷町下三ヶの一部

4 認証年月日

令和8年3月23日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日向市

2 地籍調査を行った時期

令和5年7月1日から令和7年1月28日

3 地籍調査を行った地域

美々津町の一部

4 認証年月日

令和8年3月23日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

日向延岡新産業都市計画道路

(2) 名称

3・2・1号安賀多通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

延岡市祇園町1丁目、祇園町2丁目、構口町2丁目、平原町1丁目及び平原町2丁目の各一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県延岡土木事務所並びに延岡市都市計画課

(2) 期間

令和8年4月6日から令和8年4月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和8年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

日向延岡新産業都市計画道路

(2) 名称

3・4・7号愛宕通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

延岡市大貫町3丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県延岡土木事務所並び

に延岡市都市計画課

(2) 期間

令和 8 年 4 月 6 日から令和 8 年 4 月 20 日まで

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 7 年 12 月 16 日から令和 8 年 3 月 23 日までの間に実施した監査（定期監査）の結果及び同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定により令和 8 年 3 月 23 日に実施した監査（随時監査）の結果を、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 6 日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 野 崎 幸 士
宮崎県監査委員 坂 本 康 郎

監査委員公告

令和 8 年 1 月 13 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 6 日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 野 崎 幸 士
宮崎県監査委員 坂 本 康 郎

監査委員公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定により、包括外部監査人中原義博から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 6 日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 野 崎 幸 士
宮崎県監査委員 坂 本 康 郎